

別表1

特別養護老人ホーム ビオラ市ヶ尾
料金表

①介護保険サービス利用料金(1日当たり) (地域加算 10.72)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	625	691	762	828	894
自己負担額	670円	741円	817円	888円	959円

食費、居住費(1日当たり)

	対象者	②食費	③居住費
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	300円	820円
第2段階	市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の 合計が年間80万円以下の方	390円	820円
第3段階	市民税非課税の世帯の方で、上記第2段階以外の方 市民税課税層における特例減額措置が適用となる方	650円	1,310円
第4段階	上記以外の方	1,870円	5,000円

1日あたりの自己負担額合計(①+②+③)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1,790円	1,861円	1,937円	2,008円	2,079円
第2段階	1,880円	1,951円	2,027円	2,098円	2,169円
第3段階	2,630円	2,701円	2,777円	2,848円	2,919円
第4段階	7,540円	7,611円	7,687円	7,758円	7,829円

1ヶ月あたりの自己負担額合計(30日)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	53,700円	55,830円	58,110円	60,240円	62,370円
第2段階	56,400円	58,530円	60,810円	62,940円	65,070円
第3段階	78,900円	81,030円	83,310円	85,440円	87,570円
第4段階	226,200円	228,330円	230,610円	232,740円	234,870円

介護保険の給付対象外料金

項目	内容	利用料金
おやつ等	希望により、コーヒーや紅茶及びおやつに かかる費用です。	150円/日
日常生活上 必要な諸費用	希望により、歯ブラシやティッシュ等の日常生活に 要する費用でご利用者に負担していただくことが 適当であるものにかかる費用です。	実費相当額
教養娯楽費	希望により、レクリエーション、クラブ活動参加費 として材料費相当額をご負担いただきます。	実費相当額
理美容に かかる費用	希望により、提携している業者が行なう理美容 サービスにかかる費用です。	実費相当額
複写物	希望により、複写に必要な費用です。	50円/枚

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、変更することがあります。

※ 食費について

第4段階に該当する入居者の食費についての内訳は、
朝食350円、昼食870円、夕食650円と分かれています。

1か月(30日)の介護費、食費、居住費合計

円

*介護保険における加算等

初期加算	施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限りかかる費用です。また、30日を超える入院後に施設での生活を再開した場合も同様とします。(30単位/日)	33円/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	夜勤帯に介護職員又は看護職員を国が定めた基準に1を加えた数以上配置した場合加算されます。(18単位/日)	20円/日
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	入所者の重度化等に伴う介護サービスの質の向上の観点から、介護福祉士の数が入所者の人数が6又はその端数を増すごとに1以上いる場合に加算されます。(46単位/日)	50円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス費総単位数の83/1000を乗じた単位数	一月おおよそ 1547円～ 2450円
栄養マネジメント加算	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、入居者の栄養状態を入所時に把握し、入所者ごとの栄養ケア計画に従い、計画→評価→見直し等栄養状態の把握(記録)、栄養管理を行った場合加算されます。(14単位/日)	15円/日
療養食加算	医師の指示(食事箋)に基づき腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供が行われた方に加算されます。(18単位/日)	20円/日
看護体制加算(Ⅰ)	入所者の重度化等に伴う医療ニーズに対応する観点から、常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。(4単位/日)	5円/日
看護体制加算(Ⅱ)	入居者の医療ニーズへの対応強化の観点から、看護職員による24時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。(8単位/日)	9円/日
口腔衛生管理体制加算	歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係わる助言及び指導を月1回以上行っている場合に加算されます。(30単位/月)	33円/月
経口維持加算(Ⅰ)	経口摂取をする方で誤嚥の危険性が認められる入所者に対し、経口維持計画を作成し医師又は歯科医師の指示の基、計画→評価→見直し等を各専門職が共同して行い、栄養管理を行った場合に加算されます。(400単位/月)	429円/月
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算(Ⅰ)を算定しており、(Ⅰ)の中に歯科医師又は歯科衛生士が会議等の場に参加し、共同して栄養管理を行った場合に加算されます。(100単位/月)	108円/月
経口移行加算	経管で栄養を摂取している入所者に対し、医師の指示に基づき、歯科医師及び管理栄養士その他の専門職が共同して経口移行計画を作成し、経口による食事摂取に取り組んだ場合に加算されます。(28単位/日)※対象日から180日までの期間。ただし、医師の指示の基継続して栄養管理及び支援が必要な場合は、180日後も加算が算定されます。	30円/日
看取り介護加算	利用者が施設が定める看取りに関する指針に従って亡くなられた場合、死亡日以前30日を上限としてかかる費用です。 ①死亡日以前4～30日(144単位/日) ②死亡日の前日、前々日(680単位/日) ③死亡日(1280単位/日)	①155円/日 ②729円/日 ③1373円/日
入院時又は外泊時の費用	入院や外泊をした場合は、1ヶ月に6日間を限度としてかかる費用です。月をまたがる場合は、最大12日間を限度とします。(246単位/日)	264円/日

※ 入院時、外泊時は、居室の確保のための料金として、一日につき以下の費用が掛かります。

- ・ 第1段階～第3段階の方で6日以上入院又は外泊する場合
6日目までの期間 : 料金表記載の居住費
7日目から施設に戻るまでの期間:1,970円/日
- ・ 第4段階の方は、入院、外泊時翌日より料金表記載の居住費

別表1

特別養護老人ホーム ビオラ市ヶ尾
料金表

①介護保険サービス利用料金(1日当たり)※2割負担 (地域加算 10.72)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	625	691	762	828	894
自己負担額	1,340円	1,482円	1,634円	1,776円	1,917円

食費、居住費(1日当たり)

	対象者	②食費	③居住費
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	300円	820円
第2段階	市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の 合計が年間80万円以下の方	390円	820円
第3段階	市民税非課税の世帯の方で、上記第2段階以外の方 市民税課税層における特例減額措置が適用となる方	650円	1,310円
第4段階	上記以外の方	1,870円	5,000円

1日あたりの自己負担額合計(①+②+③)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	2,460円	2,602円	2,754円	2,896円	3,037円
第2段階	2,550円	2,692円	2,844円	2,986円	3,127円
第3段階	3,300円	3,442円	3,594円	3,736円	3,877円
第4段階	8,210円	8,352円	8,504円	8,646円	8,787円

1ヶ月あたりの自己負担額合計(30日)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	73,800円	78,060円	82,620円	86,880円	91,110円
第2段階	76,500円	80,760円	85,320円	89,580円	93,810円
第3段階	99,000円	103,260円	107,820円	112,080円	116,310円
第4段階	246,300円	250,560円	255,120円	259,380円	263,610円

介護保険の給付対象外料金

項目	内容	利用料金
おやつ等	希望により、コーヒーや紅茶及びおやつに かかる費用です。	150円/日
日常生活上 必要な諸費用	希望により、歯ブラシやティッシュ等の日常生活に 要する費用でご利用者に負担していただくことが 適当であるものにかかる費用です。	実費相当額
教養娯楽費	希望により、レクリエーション、クラブ活動参加費 として材料費相当額をご負担いただきます。	実費相当額
理美容に かかる費用	希望により、提携している業者が行なう理美容 サービスにかかる費用です。	実費相当額
複写物	希望により、複写に必要な費用です。	50円/枚

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、変更することがあります。

※ 食費について

第4段階に該当する入居者の食費についての内訳は、
朝食350円、昼食870円、夕食650円と分かれています。

1か月(30日)の介護費、食費、居住費合計

円

*介護保険における加算等※2割負担

初期加算	施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限りかかる費用です。また、30日を超える入院後に施設での生活を再開した場合も同様とします。(30単位/日)	65円/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	夜勤帯に介護職員又は看護職員を国が定めた基準に1を加えた数以上配置した場合加算されます。(18単位/日)	39円/日
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	入所者の重度化等に伴う介護サービスの質の向上の観点から、介護福祉士の数が入所者の人数が6又はその端数を増すごとに1以上いる場合に加算されます。(46単位/日)	99円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス費総単位数の83/1000を乗じた単位数	一月おおよそ 3094円～ 4901円
栄養マネジメント加算	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、入居者の栄養状態を入所時に把握し、入所者ごとの栄養ケア計画に従い、計画→評価→見直し等栄養状態の把握(記録)、栄養管理を行った場合加算されます。(14単位/日)	30円/日
療養食加算	医師の指示(食事箋)に基づき腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供が行われた方に加算されます。(18単位/日)	39円/日
看護体制加算(Ⅰ)	入所者の重度化等に伴う医療ニーズに対応する観点から、常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。(4単位/日)	9円/日
看護体制加算(Ⅱ)	入居者の医療ニーズへの対応強化の観点から、看護職員による24時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。(8単位/日)	17円/日
口腔衛生管理体制加算	歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係わる助言及び指導を月1回以上行っている場合に加算されます。(30単位/月)	65円/月
経口維持加算(Ⅰ)	経口摂取をする方で誤嚥の危険性が認められる入所者に対し、経口維持計画を作成し医師又は歯科医師の指示の基、計画→評価→見直し等を各専門職が共同して行い、栄養管理を行った場合に加算されます。(400単位/月)	858円/月
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算(Ⅰ)を算定しており、(Ⅰ)の中に歯科医師又は歯科衛生士が会議等の場に参加し、共同して栄養管理を行った場合に加算されます。(100単位/月)	215円/月
経口移行加算	経管で栄養を摂取している入所者に対し、医師の指示に基づき、歯科医師及び管理栄養士その他の専門職が共同して経口移行計画を作成し、経口による食事摂取に取り組んだ場合に加算されます。(28単位/日)※対象日から180日までの期間。ただし、医師の指示の基継続して栄養管理及び支援が必要な場合は、180日後も加算が算定されます。	60円/日
看取り介護加算	利用者が施設が定める看取りに関する指針に従って亡くなられた場合、死亡日以前30日を上限としてかかる費用です。 ①死亡日以前4～30日(144単位/日) ②死亡日の前日、前々日(680単位/日) ③死亡日(1280単位/日)	①309円/日 ②1458円/日 ③2745円/日
入院時又は外泊時の費用	入院や外泊をした場合は、1ヶ月に6日間を限度としてかかる費用です。月をまたがる場合は、最大12日間を限度とします。(246単位/日)	528円/日

※ 入院時、外泊時は、居室の確保のための料金として、一日につき以下の費用が掛かります。

- ・ 第1段階～第3段階の方で6日以上入院又は外泊する場合
6日目までの期間 : 料金表記載の居住費
7日目から施設に戻るまでの期間:1,970円/日
- ・ 第4段階の方は、入院、外泊時翌日より料金表記載の居住費